



**Advocate**

**HSK**

やよ **い**  
**弥生号**

**NO.104** 2009.3.10号

1973年1月13日第三種郵便認可 HSK通巻番号444号  
 発行/2009年3月10日  
 編集者/石澤 利巳  
 住所/〒063-0812  
 札幌市西区琴似2条5丁目3-5マンションMOMOI F  
 特定非営利活動法人 札幌・障害者活動支援センターライフ  
 TEL 011-633-6666 FAX 011-615-4132  
 H P <http://npolife.mydns.jp/>  
 発行/北海道障害者団体定期刊行物協会  
 定 価/200円

## 労働の暫定?? もじゃ 下斗米 貴行

就労継続支援A型のサービスを利用する際には受給者証を発行してもらい、支給決定に基づきサービスが利用できる仕組みになっています。さらにA型の場合には暫定支給期間内にちゃんと働けるのかどうかということを判断し、本支給決定となります。なんと不思議なこの仕組み。

そもそも、事業所はA型を利用している、数カ月の短期雇用という条件で障がい者と雇用契約を結んでいるとは考えられませんし、他の障害者雇用をしている会社でも同じだと思います。仮にその方法をとっている会社があるのなら事前通知をする必要があると思います。

就労継続支援A型は福祉サービスでもありますが、雇用契約という労働条項も含んでいるので簡単に行政主導で決めていいことだとは思えません。訓練と位置づけられている以上、しかたがないことなのかもしれませんが、そうは思いたくないですね。そんな中、札幌市から、暫定支給決定を経ずに本支給決定が行える通知がきました。アセスメントやらお馴染みの書類を提出すればいいみたいですが、はっきり言って、この仕組みは雇用する側もされる側もめんどくさいと思います。障がい者が働くというだけのことにここまで書類が必要なののでしょうか。就労に関する矛盾は1割負担をはじめさまざまありますが、その度に幾度も〇〇緩和や緊急〇〇支援態勢などと、これらは施策の逃げ道なののでしょうか。それに事業者側の施策ばかりで法の対象である当事者に関しての動きも少ない気がします。

超金欠な現状を変えるために、いろいろな働き方で納税して頑張りましょう!!

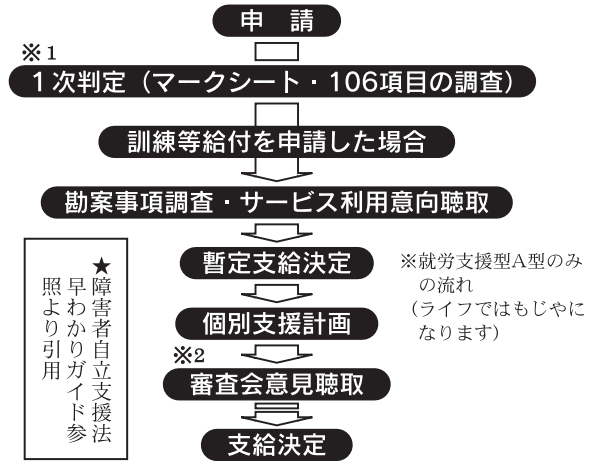
### 自立支援法障害程度区分認定の流れ

サービス利用を希望する障害者が市町村に申請を行うと、各市町村は支給決定のために審査を行います。

**■ 暫定支給決定とは？**

訓練等給付では、暫定支給決定という仕組みが導入されています。

訓練等給付は、そのサービスが適切かどうかを判断するために一定期間、訓練の効果や本人の意思を確認します。効果が認められない場合は、サービスの種類の見直しやサービス提供事業者を変更して再評価を行います。効果が認められた場合は、サービス事業者が成果目標や訓練期間を具体的に設定（個別支援計画）し、支給期間が決まります。支給期間が経過した段階で再評価を行い、一定の改善がみられた場合はサービス提供期間が延長されます。



※1 市町村は全国共通の106項目からなる心身の状況に関するアセスメント調査を行う。このアセスメント調査結果をコンピューターによって1次判定します。

※2 2次判定は1次判定により、区分1～6に分類された結果に関して医師の意見書、特記事項などの参考資料をもとに審査し、最終的に程度区分を認定します。

# 事務局見解

## 障害者自立支援法見直しで何も変わらない就労継続支援A型

★「労働者と利用者」という二重仮面をかぶせられた障害労働者は、やっぱり「利用者」だった!?

〔就労継続支援〕A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するにあたっては、労働基準関係法令を遵守すること。

この文章は、2008年7月1日、厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長名によって出された文章です。この文章には矛盾を覆い隠そうとする厚労省の稚拙な意図があります。A型事業所に雇用された障がい者が、労働基準法上の労働者であれば、「利用者」という規定は成り立たないはずで、通常の企業であれば、「利用者」という「労働者」の概念はありません。あるとすれば、業務委託契約者だったり、企業内の施設のなかで利用料を払って請負の仕事などをおこなう個人事業主等です。この場合、当然ですが「労働基準法上の労働者」ではありません。

すなわち、就労継続支援A型事業所に働く障がい労働者には、「利用者」と労働者の二重仮面をかぶせるといふ、労働基準法をも超越した「超法規的措置」なんだということです。この点は、「利用料の不払い」という障がい者の行動によってその問題点が明らかになってきています。

「措置から契約へ」を謳った社会福祉基礎構造改革、その流れに沿って出てきたと思われる「障害者自立支援法」の理念そのものに反する「超法規的措置」だと思います。

★所詮厚労省は、障害者を労働者とは見なさない

そして2009年2月24日、厚労省通達にのっとり、札幌市は各障害福祉サービス事業所代表者宛てに下記のような文章を発行してきました。

見出しは「就労移行支援(養成施設)及び就労継続支援A型(雇用有)に係る暫定支給決定の取り扱いについて」として、「標記の件について、共同生活援助を除く訓練等給付については、支給決定に当たり、当該サービスの利用が適当かどうかを判断するための期間として最大2カ月の暫定支給決定期間を設定し、訓練等を判断した後、本支給決定を行っております。この度、本市においては就労移行支援事業(養成施設)及び就労継続支援A型事業(雇用有)に係る支給決定については、下記のとおり暫定支給決定を経ずに本支給決定を行

る取り扱いといたしますので、通知いたします」というものです。

すなわち、厚労省や札幌市によれば、暫定支給決定期間は、A型といえども、雇用期間ではなく訓練期間という認識のようです。であれば、その期間は、雇用契約は存在しないことになり、A型(雇用有)ではなく就労移行支援(養成施設)事業になるはずで、特例としてA型(雇用有)の暫定支給期間は、移行支援事業とするのであれば、まだ納得できるのですが、一方では、ハローワーク通じて雇用契約を結び、雇用契約に基づいて障がい者は労働を提供し、事業主は賃金をを支払うという関係を遵守させておきながら、その期間は労働契約としては認めないと厚労省は認識しているようです。

私たちは、使える制度を活用しながら障害のある人、ない人が共に働く場の創出を模索してきました。当然、雇用契約を結び、最低賃金や有給休暇も保障しあいながら事業を続けています。その制度の一つに、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)」というのがあります。それは、「高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者をハローワーク(公共職業安定所)又は職業安定局長の定める項目に同意し、本助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受けている有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています」というものです。

★ルールなき助成金制度

ところが厚労省は、この暫定支給期間決定を受けた障がい者は、この「特定求職者雇用開発助成金」の対象とはしないという判断をしているのです。

そしてその意をくんだ北海道労働局は、共働事業所もじやで雇用した2名に対する「特定求職者雇用開発助成金」申請に対して、支払を延々と引き延ばししているのです。もじやには、すでに「暫定支給決定」を受けた障がい労働者の「特定求職者雇用開発助成金」申請が認められた人は数名いるのですが、なぜか今回は「暫定支給決定」を盾に申請が認められていません。制度の整合性の不

備は、障害者自立支援法においては多々見受けられますが、労働行政の整合性のなさもここに来て顕在化しているように思えます。現在は、ライフが依頼している社会保険労務士さんによるねばり強い交渉が続けられていますが、結果はまだ出ていません。私たちは、この背景には、全国的にA型事業に参入した民間企業から「特定求職者雇用開発助成金」の申請があり、一方労働局側は「暫定支給決定」を持ち出し、申請を拒むなど現場での混乱が多数起きていることにあるらしく、その結果、先の札幌市の通達文章になったのだと推測しています。

### ★箕面、滋賀、札幌の制度を発展させよう

「特定求職者雇用開発助成金」を申請する事業所は、「暫定支給決定を経ず本支給決定を希望なさい」という、稚拙な手法で矛盾を隠蔽しているようにしか思えません。暫定支給であろうが本支給であろうが、就労継続支援A型事業に雇用された障がい労働者は「労働者である」としっかり明記することが、本来の見直しの意味であるはずです。

そのことは、冒頭に記した「A型利用者(雇用有)

は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するにあたっては、労働基準関係法令を遵守すること」という厚労省障害福祉課長名の文章の意味が活かされるというものです。そうでなければ、「A型(雇用有)」なんていう表記も廃止し、A型そのものを撤廃する方がよっぽどすっきりするのではないのでしょうか。

就労継続支援A型事業に働くすべての労働者がこの問題を受けとめ、制度そのものの見直しを求めていくことが必要なのだと思います。そして、障がい者の労働権は、厚生行政なのではなく、労働行政なのだということを強く認識すべきだと思います。

現在、地方自治体の独自の障害者就労制度として、大阪箕面市の「障害者事業所制度」、滋賀県の「社会的事業制度」、札幌市の「障がい者協働事業制度」があります。当法人の「共働事業所きばりや」がそれです。この制度の実体化をすすめてつつ、A型が本当の意味での障がい者就労の場に、さらには「社会的事業所」へと発展させていくことが、ライフの重要な課題になってきていると思います。

## 自立支援法の見直しについて

共働サービス たねや 小山 譲・高橋 洋幸

2008年12月16日社会保障審議会障害者部会で自立支援法見直しについての話し合いがあった。

自立支援法という言葉自体はライフにいるとよく話題・課題になるが、実際には自分がどれだけその内容を知っているのか？ 今、わかっているのは施設利用料についての例が身近だが、この記事を書くにあたり改めて、自立支援法に関して調べてみた。正直、自分で思った以上に知らないことが多かった。改善しなければいけないことが山積みだったからだ。社会保障審議会障害者部会の報告書によれば大きく分けて四つの視点から見直しをしていくとある。その四つの視点とは、就労支援（一般就労移行率）、支援内容相談（市町村により取り組み状況に差がある）、サービス利用手続きの見直し（必要かつ十分なもの）、相談支援を担う人材の確保（職員の確保）である。その内容を見ての感想は「驚いた」の一言に尽きた。施行から3年後の見直しということで1年～2年そして今日に至るまで出てきた問題があり、それについて議論されるのかと思っていたからだ。当然、自立支援法を活用している、またはせざるを得ない人たちの声がなければ、わからない部分は多々あるのだが、報告書によれば、当事者を中心に考えるべき点、障がい者の自立をさらに支援していくという点など詳しい議論点は項目ごとに分かれてはいるものの、自立支援法という法律を作る際に気付かなかったのか、という点がかかり多いというのが感想だ。

今回、文頭でも書いたのだが、改めて調べた自立支援法の幅の広さを思い知らされた。調べる上でインターネットを活用したのだが、「自立支援法」と検索するとかなりの件数がヒットする。今回あげた課題や議題もほんの一部である。報告書にもあったのだが、「障がいの有無にかかわらずみんなが住める地域社会への取り組み」も流行りのエコ意識のようになれば近道になるのかもしれない。何も法律に詳しくなれとは言わないが、理解するのが大事なのだ。何に困っているのか、どんな壁にぶつかっているのか、ということに少しでも興味をもって欲しいと思う。これはテレビでの情報だが、就労支援の場から一般就労移行率は約14%だという。ただし、離職率も高いとのことだ。最近、問題になっている派遣切りや新卒者の大規模な内定の取り消しなどとリンクする部分もあると思う。自立支援法がわからなくてもニュースで連日、報道されているのでそれと同様と考えると少し身近に感じられると思う。実際に感じてもらえる嬉しい。

※実際に参考にしたサイト<http://swo.or.jp/pdf/syakaihshyousinngikai%28s1216-5a.pdf%29.pdf>報告書が載っております。



# 障がい者による政策提言サポーター制度 ～障がい者の声を聞く集い～

## 白石区民センターに行ってきた

ひだまり 藤井 孝雄

2月8日、第3回目の障がい者の声をきくつどい白石区民センターで行われました。

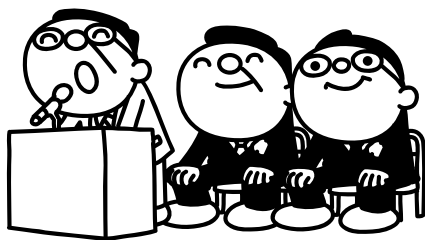
これまで過去2回、フリーパスを利用して人、負担額が設定する意見などがありました。

障がい者のウィズユーザーカードは金券ショップで買わなければならない意見が出ました。

サポーター副代表から、札幌市は6月に障がい者の交通費助成について市議会で見直し案が通るのか、交通費助成の削減はしない方針になるので、一致団結して札幌市に納得ができるかどうか、札幌市の交渉次第によってすべてが決まる。これで障がい者の戦国時代の扉が開きます。

問題があったのは、交通費助成の申請の仕方にクレームがあったことでした。区役所によっては、こういった交通費助成の申請のしかたによって異なります。障がい者のウィズユーザーカードは使用済（最後まで）のものでないと新たなカードはもらえません。枚数におうじて新たな障がい者のウィズユーザーカードはもらえます。

今後、B型でも利用契約の中に交通費助成契約をしたほうが良いと思います。それは、不正防止のためには本人の印鑑、本人の（療育手帳）等を掲示しなければならないので、交通費助成契約をしたほうが良いと思います。クレームをなくすには交通費助成利用契約書を作成したい要望なので、札幌市は、今後ともクレームをなくすようにしたいと思います。



## 声をあげていくことの大切さ

きばりや 鈴木 昭子

2月21日に豊平区民センターで「障がい者交通費助成制度」をテーマにした、「障がい者の声を聞く集い」に参加してきました。当日は、大雪で悪天候という状態だったので参加者の方々が来れるかなあとほんの少し心配もしていました。でも、無事に何事もなく参加者の方々が集まってくれたのでよかったなとおもいました。

はじめに、私を含めたサポーターが自己紹介をした後、参加者が自己紹介をして集いの本編がスタートしました。

「通所、通学、通勤、通院の移動手段の確保について」をテーマに、さまざまな意見や要望が出されました。

例えば、ライフのメンバーも主に利用している、福祉パスのことだったり、私自身も利用していますが、福祉割引ウィズユーザーカードの使い方のことだったり、自己負担の問題だったり、さまざまなものがありました。

そして、普段関わることの少ない、別の障がいを持った参加者からの声を聞いていると、自分自身にとっては発言なのかな!? と思いました。

今までも何回かこの集いに関わらせて頂いていますが、その度に気付くことがあります。それは、毎回どの会場でも思うことなのですが、共通しているものとして、改めてこの制度は自分たち障がい者にとってなくてはならないものであることと、制度そのものの重要性和関心の高さを強く明確にさせられることをすごく実感します。

それと同時に根としてあるのであろう、当事者が声をあげていくことの大切さをも実感しました。

この制度については、何度か昨年アドボケイトにも取り上げてきましたが、やはり自分たちが声をあげていくこと、それからその声を伝えていくことの大切さをひしひしと感じながら、参加してきた集いでした。

また、この場をお借りしてになりますが、今回参加していただいた、各事業所のメンバーの方々に悪天候の中、協力し参加していただきありがとうございました。

## 夜はふける、私もふける

早川 玄

わけあって、三浦綾子の『病めるときも』という短編小説を読み始めた。ヒロインの夫が精神に障害をきたした。彼女はどのような行動をしていくのか？ 作家本人がパーキンソン病で手足が不自由だったということもあるが、意外にドロドロした小説を書く人だから、どういう展開になっていくのか、楽しみよりは不安である。

以前聞いた話。ある介護士の女性、夫がアルツハイマーを発症した。彼女はすぐに離婚してしまった。離婚はしたけれど、ヘルパーとしての給料をもらって元夫の24時間介護を始めたという。「どうしてわざわざ離婚したの？」と訊かれて、「だって妻という立場だったら、介護するのが当然ということにされてしまって、共倒れになってしまうじゃない」。この話をどうとらえるかは読者に委ねます。

介護保険制度が導入されるときに、ある代議士が異を唱えた。「老人の世話を家族がすることは、日本の伝統なんだから、介護制度なんて必要ない。うちの親？ ちゃんと家族が面倒を見ているよ」。それに対して、ある女性評論家の反論、「やっぱり自分じゃなくて、奥さんに負担をかけてるんじゃない。そんなこと言ったら、自分が動けなくなったときに家族が財産もって逃げるよ」。

嫁さんの肩ばかりもっているように読めるけれども、『花いちもんめ』や『恍惚の人』等、有名どころの映画・ドラマ・小説の世界では、介護するお嫁さんの苦勞ばかりがクローズアップされて、高齢者本人のことはあまり深くは掘り下げられないことが多い。問題提起という意義はあるけれども、これにも問題はあろうと思う。誰だって年は取るし、年を取ればどこかに障害をもつのは普通のことだから。

最近の若者は職がなくて困っているというが、介護現場では、人手がなくて困っている。これはどう解決したものだろうか。いずれはみんな行く道ではあるのだから、政治家も若者も本気で考えてもらいたいものだ。



共働事業所

### 書類至上主義のNHK受信料免除 こつというのが日本に多すぎないか？

亀井 貴也

友だちから「障がい手帳を持っていて、世帯全員が非課税ならば、NHKの受信料が全額免除されるみたいだよ」と教えられ、さっそくNHKに電話で問い合わせしてみると、昨年2008年の10月に制度改正となったらしく、それ以前から重度障がいの半額助成を受けている我が家なども、改めて住んでいる区役所に申請しなければ適用にはならないと返答があった。

悪天候でもあり、書類申請だけならば郵送で手続きできないかと、電話で問い合わせると、「非課税の証明が必要だから役所に来なければ申請を受けられない」と言われ、行ける日はその日しかなかったので、無理して出かけていくと、一階の障がい福祉課で関係書類を書かされ、二階にある納税課で非課税の証明を貰ってくるように言われる。

納税課では本人確認の上、世帯全員の納税に関する書類が出されるのだけれども、家の場合、高齢の母は収入が遺族年金だけで申告するものもないため、記録がなく、遺族年金だけであるという申請の用紙に記名を求められ、それでやっと世帯全員の非課税の証明が発行される。

その書類を持って、再度一階の障がい福祉課に出向き、貰ってきた書類を先に書いた書類と合わせ、NHK指定の封筒に入れ、ポストに投函するように言われ、やっと手続き完了。

個人情報保護の観点から、課税に関する書類は当人が申し出なきゃ出されない仕組みのようだけれど、こちらは仮にも重度障がいと認定された身の上、申請者が動き回らなきゃ何も出来なく、書類至上主義と言わざるをえない。

NPO法人  
もじゃ 太郎

名刺印刷  
うけたまわります  
もじゃ まで

※参考資料：障害のある方を対象とした  
放送受信料の免除基準  
<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/menjo.pdf>



# 仕事について

西野 悠斗

ぼくは作業してから今年で4年目になったらさしこみとおりがしたいです。

井口 真二

今、新しいローソクを作っています。星型を入れている。星型を以外の型で、ローソクを作っていきたいです。売っていきたいです。

笹尾 知弘

今は、ローソクを限られた場所だけではなく色々な所に、広めたいです。

関 隆広

作業は、普通にしたいです。話しは、聞く事は、聞く、集中も、やや、理解、上手くは、話せない事もあるが、普通にしたい。

小山 譲

今の仕事は折り差し込み数も増えてきたので仕事のこなせるよう率的に頑張っていきたい。今やってる作業以外にも頑張るようになっていきたい。

小野寺 貴彦

ぼくは、ポステイングがんばっていきたくと思います。

増田 真理子

仕事のことおちこまない、イライラしない。

佐藤 賢治

長い冬が終わりあたらしいきせつ、あたらしい仕事ははいてくる。

ボクたちにとっては、うれしいきせつがやってくる。

しごとはいるきせつがやってくる。長い長い冬の終わりである。ボクらは今後あたらしいローソクのしごとどうじに、いろいろなしごとがチャンスといわんばかりにはいてくる。

まあうれしいといえはうれしいのであるが、まるであらしのまえぶれである。

あらしのことで、どうのごとくかがやきをもどすのである。

しごとがないときは、ひまでひまでしょうがないのもまたじじつである。でも、疲れた。

柳瀬 司

仕事がない時は、折り練習や帯練習を最近やっています。これからも、しばらく続けます。

高橋 洋幸

今回も色々な仕事を挑戦したい。

山本 守一

僕たちは、一つの作業が来てその作業に取り組んだときが、みんなの目が輝いて見える。なぜなら作業をしようとして待っている時だからだと思う。いかにして正しくやろうか、はやくそしてスピーディにしようと考えているこれが僕たちの生きがいかもしれない。

この「やる気」を消さないうちに作業が来てくればいいんですが、わずかな時間の「だらん」とした時間があることによって、せっかく覚えた作業も初めからやり直しになってしまうと自分の事から思いました。

松村 亨

ローソクのいろんな形をつくる(内側・外側)サイコロ式ローソクいろんなアイデア(ぼうし、ねんどで物を作る、紙ねんどで物を作る)

## 新人紹介

増田 真理子

はじめまして新人の増田真理子です。一番楽しい仕事は新聞のおりとロウソク作りです。新聞のおりはさいしょむずかしかったけどなれて楽しいです。ロウソク作りはもようをかかんがえるのがまよってしまったけどいろんなデザインが楽しいです。さいしょはうまくできなかつたことです。

これからがんばります。よろしくお願ひします。

たねやでは、只今手作りロウソクの販売先を探しています。

個人の方でも、お店などでの委託販売でも、バザーなどの出張販売もモチロン大歓迎です。

たねやまで御一報下さいませ。

**TEL 011-(614) 1871**



札幌市障がい者協働事業  
共働事業所

きばりや

キバラネット☆☆  
個性豊かなスタッフが共に働いています。

## ☐ 仕事

渡辺 重治

今月きばりやでは、毎月〇〇からいただいている〇〇の住所をプリントしてあるシールを、おびに貼って郵便で送る〇〇新聞を折って、もう一つの新聞と丁合をして、丁合をした新聞におびを巻いて郵便で送るまでの仕事と、製本のピン折りの仕事をしました。

## ☐ ポスティング

石川 和寛

きばりや軍団の仕事はポスティングから、発送作業、その他。冬のポスティングは、好きな方ではない。何故かという、道路がスベリやすく転びやすいので嫌い。冬のポスティングより夏の方が好きかも…しれない。夏も嫌いだけど…ネ。汗が目にはって痛いけど…。

## ☐ やりたいこと

星 悠

僕は、一番やりたいことがあります。それは営業です。

理由はたくさんの仕事をとりたいたからです。営業をやりたいです。

シールはりで、多い数が苦手なので、頑張って苦手な部分をこくふくしたいと思っています。

軽作業・ポスティング・DM発送作業などのご依頼は、

「共働事業所 きばりや」

TEL 011-669-3810 FAX 011-669-3808

## ☐ 2月にやった仕事

織本 亜哉子

シールを帯にはって、通信を折って、帯を巻く仕事を2回しました。高校の研究記録の製本を、私は製本のためののり付けと、製本した物の数を数えたりしました。

ポスティングで2つの場所に行きました。時々言われてないところに入れてしまうことがあります。

落ち着いて数を数えたり、ポスティングの仕事をしたいです。いろいろな仕事をやる時、頑張ってしたいです。

## ☐ カレンダー見ると…

程 乙九

カレンダーを見ると、確かに季節は変わり、多分雪の下はもう春でしょう。

2月は特に天気が悪かったです。大雪、吹雪、厳しい寒さの日々が続く中での3件のポスティングが一番辛かったと思います。吹雪のなかで印刷物が濡れることが一番気になりました。紙の束を胸に抱えて雪道を歩くのを見て、もう心配はいらないと思っていたら、伏兵は別なところで現われました。それはつるつるの氷の道でした。

二人がその道で転んで大変でした。でも二人とも大ケガではなくて少し安心しました。みんな、2月はいろいろ頑張ってお疲れさまでした。これから段々暖かくなる日々を楽しみましょう。



Cafe de キバラヤ からのお知らせ「カフェでは春にむけて…」

プレートメニューのひとつ〈ベグルプレート〉に替わる新しいメニューを計画中です。お客様のニーズも含め、キバラヤならではのオリジナルプレートができればと試行錯誤しています。

今年の春で2年になりますので、少しでも内容を充実させていけたらとスタッフ一同力を合わせて頑張っています。新しいメニューができましたらお知らせ致します。

カフェド キバラヤ  
スタッフ一同

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内3階喫茶コーナー  
TEL・FAX 011-758-6533

キッチンとこだわり品の店  
コン・ブリオ ひだまりコーナ  
**ひなたぼっこ**

定休日：毎週日曜日・祝日  
営業時間：お弁当11:30~13:30  
店舗10:30~18:30  
札幌市西区琴似2条3丁目2-37 サンハイム1F  
TEL: 011-615-4131 FAX: 011-615-4132

## こだわり店舗のおすすめ商品

### ネパールカレー



シーフードマサラ (スパイス8種類)  
チキンマサラ (スパイス14種類)  
ベジタブルマサラ (スパイス23種類)

**各504円**

炒めながらスパイスを入れて好みの味に調整します。

人気商品のため、お早めに！

### 自慢の味噌調味



青とうがらし味噌  
ねぎ味噌  
にんにく味噌

**各504円**

長野の農家の味自慢、ごはんにものせても美味しいです。「ねぎ味噌、にんにく焼きみそ、ねぎみそ」ひだまりで売られている商品のひとつです。



さわやか粉せっけん 2kg 500円  
さわやか粉せっけん 1kg 300円  
さわやか固形せっけん 110円  
無公害しらかばクレンザー 180円  
パックス重曹 290円  
しらかばシャンプー 525円  
しらかばリンス 525円

きれいじゃなっ

家の窓、家の物、自分の体や髪の毛などをキレイにしたいときにはコンブリオひだまりまで♡

### お菓子の王道



野菜スティック カル鉄スティック  
ミルクスティック ひじきスティック

**各252円**

4種類のスティックがあります。  
カル鉄おいしかったです (N)。

※お弁当も販売中です!



ヘルパー派遣・在宅介護支援

# ヘルパーステーション 繭結



## バリアフリーだから入りやすいお店 みつけた♪ ぽーと2



★前回に引き続き、今回はバリアフリーのラーメン屋さんを紹介します★

札幌市東区にある「ラーメン道(みち)」です。古い蔵の建物の中を改造し、ログハウス調のとても居心地がいい雰囲気。玄関前も段差がなく、広い引き戸になっており、中に入ると穏やかで緩やかなスロープになっています。中は車いすで奥までスムーズに行くことができ、テーブルも広く高さも高めにできていてゆったりしています。

どのテーブルも通路のスペースを気にすることなく座れるのがとてもいいです。トイレは男女に分かれてどちらも広めにできていますが、介助が必要な人は女性用のトイレが入りやすいです。

ラーメン屋さんで、こんなにバリアフリーになっている所はめずらしい。お店の人に尋ねてみたところ、身内に障がいをもった人がいて、前のお店はノンバリアフリーだったので、ここに移ってきたときに、どんな人でも入れるお店にしようと思い、蔵を改装する前にひと工夫をしたそうです。

ラーメンのメニューには、あっさりタイプとこってりタイプがあり、平均780円ぐらいで私は野菜ラーメンというあっさり塩味をたべました。ちなみにおすすめは、大根おろしとにんにくのかかった餃子がとても美味しいですよ。

お店の方たちも親切で、また違う味も食べてみたいと思っています。こういう個人の店が、どんどんバリアフリーになってきているので、ぜひ食べに行ってみてはどうでしょうか。

(所長 佐々木 泰彦)



「道」の前景



少人数でもどうぞ…



ひろびろとした店内

※繭結ではヘルパーさんを募集中です。  
ヘルパー2級以上お持ちのかた、気軽にご連絡ください。

TEL:011-623-2505 まで

今回、紹介しましたお店は

札幌市東区北12条東13丁目2-31

TEL:011-743-2320

定休日: 祝日以外の第2月曜日

8月25日 豆知識

即席ラーメン記念日 だそうな

# ライフのホームページリニューアルしました!

## N.P.O Sapporo Disabled Peoples Activity Support Center Life

NPO法人ライフのホームページが新しくなりました。

皆さんのアイデア・アドバイスをいただきながら、これまで以上により分かりやすく・見やすいホームページにしていこうと思っています。また、新しい試みとして、ライフでお薦めの商品などの紹介だけではなく、販売するページや、毎月発行しているアドボケイトを読むページなど、インターネットだからこそできる様々なことを勉強しながら、提案していきたいと考えています。

作る側と見る側ではなく、皆さんが作る側にも見る側にもなるホームページを目指します。皆さん、新しくなりましたホームページを見てください。そして「もうこの記事、古いよ!」「こういうことを載せたらどうだろう」などなど、いろいろな声をお待ちしています。

もじや 亀井貴也・田中宏典

**新しいHPアドレス**  
**http://npolife.net/**

ホームページに明かりが灯る  
作成を承ります!

**共働事業所** TEL: 011-644-5533  
**もじや** FAX: 011-613-9323

(印刷・編集・制作・出版・企画) E-mail: mojiya@adagio.ocn.ne.jp



画 藤井孝雄

編集後記：ホームページ担当が替わっての、リニューアル! 乞うご期待です!! 楽しみです♪

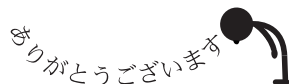
ご協力の皆様へのご挨拶

アドボケイト購読料 ※アイウエオ順

今井 孝子様 大槻 茂様 野村 俊幸様

寄付

佐藤 均様 佐藤ミネ様



同封しました郵便振込用紙は、請求ではありません。必要な方にお使いいただくために同封しておりますので、ご容赦願います。

- ・ 維持会費 1口 10,000円 (何口でも可)
- ・ 賛同会費 1口 3,000円 (何口でも可)
- ・ アドボケイト購読費 年会費 2,400円
- ・ 共同住居建設資金
- ・ 寄付金

などをご記入くだされば幸いです。

### アドボケイト 3月号(第104号)

2009年3月10日発行(毎月10日発行) 通巻第444号  
HSK通信1973年1月13日第3種郵便物認可

発行人/北海道身体障害者団体定期刊行物協会

細川 久美子

〒063-0868

札幌市西区八軒8条東5丁目4-18

編集人/NPO法人札幌・障害者活動支援センターライフ

事務局長 石澤 利巳

〒063-0812

札幌市西区琴似2条5丁目3-5

マンションモモ1F

TEL 011-633-6666

FAX 011-615-4132

E-mail npolife@beach.ocn.ne.jp

ホームページ http://npolife.net/

郵便振替口座 02710-4-63485